

# 洪水予報・土砂災害警戒情報の警戒レベルに注目を

## 防災ワンポイントコーナー

洪水予報河川(釧路川・新釧路川)が大雨洪水時に発表される警戒情報などの発表要領が、「警戒レベル」も発表されることとなりました。

特に注目する点は、下の表の中の、住民が取るべき行動の中で、避難しなければならないレベルが、レベル5の「氾濫発生」ではなく、レベル4の「氾濫危険情報」の段階で発令される「避難指示又は避難勧告」という点です。

レベル4が発令されると、避難対象地域に指定された地域の住民は速やかに町が指定する避難所に避難しなければなりません。この要領はすでに運用が開始されていますので、本町でも釧路川・新釧路川以外の河川の氾濫の可能性がある場合や、昨年3月9日の摩周駅周辺の大雨融雪による浸水害のような災害の可能性がある場合にも、この要領を準用することとしています。

警戒レベル	洪水予報に関する情報	気象・土砂災害に関する情報	避難に関する発令	住民が取るべき行動 (水防団の行動)
	河川管理者が発表	気象庁が発表	町が発令	
5	氾濫発生情報 (堤防から越水又は堤防が決壊)	大雨特別警報 (浸水害)(土砂災害)	・「災害発生」を発令 ・「避難指示」を再度発令	災害が発生している状況であり、住民は避難しなければならない。 (水防団は退避完了)
4	氾濫危険情報 (堤防からの越水又は堤防決壊が切迫している)	・洪水警報の継続 ・土砂災害警戒情報(※1)	「避難指示」又は「避難勧告」を発令(※2)	町が指定する避難所へ避難(避難対象地域の住民は全員避難) (水防団は退避開始)
3	氾濫警戒情報 (堤防からの越水又は堤防決壊の可能性あり)	・洪水警報 ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害)	「避難準備・高齢者等避難開始」を発令	高齢者等の要支援者は避難を開始。その他の者は避難準備し、必要により上記の避難所へ自主避難
2	氾濫注意情報	・洪水注意報 ・大雨注意報	(発表なし)	避難に備え自ら取るべき行動を確認(水防団は出動)
1	(発表なし)	報道機関を通じて警報級の可能性を周知	(発表なし)	災害への心の準備を整える。(水防団は待機)

※1「土砂災害警戒情報」は、「大雨警報(土砂災害)」が発表後に、更に雨量が増加し、土砂崩れなどの発生が切迫している時に発表されます。「避難勧告」または「避難指示」を発令された該当箇所内の住民は速やかな避難が必要です。

※2「避難勧告」も「避難指示」も避難しなければならないことには変わりはありませんが、「避難指示」は「避難勧告」よりも強制力を伴うものであり、警察・消防・役場などの避難に関する指示には従わなければなりません。

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

# 医療費受給者証更新手続きのお知らせ

## ●重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児等医療の更新手続きを

お持ちの受給者証は、7月31日に有効期限を迎えます。更新対象者の方には6月に更新申請書を発送していますので、まだ手続きがお済みでない方は、早急に手続きをお願いします。

※平成31年1月2日以降に転入された方は、前住所地で交付された令和元年度(平成30年1～12月分)の課税所得証明書で、扶養人数と総所得、年税額が明記されているものを提出してください。

問い合わせ先／役場健康こども課保険年金係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

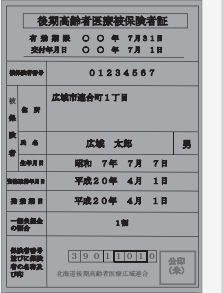
## 保険証(被保険者証)の一斉更新について

### ●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和2年7月31日です。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場健康こども課保険年金係までお申し出ください。



新しい保険証は橙色です

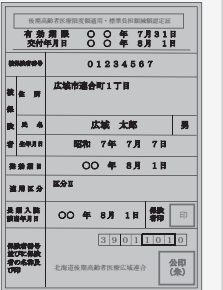
### ●減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方には、7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、役場健康こども課保険年金係に申請してください。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)</li> <li>●老齢福祉年金を受給されている方</li> </ul>



新しい減額認定証は黄緑色です

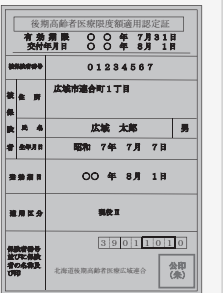
### ●限度証(限度額適用認定証)も新しくなります

現在ご使用の限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方には、7月中に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、役場健康こども課保険年金係に申請してください。

【限度証の交付対象】	現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
	現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
	現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



新しい限度証は黄緑色です

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1  
役場健康こども課保険年金係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)